

一般財団法人 日本建築総合試験所
建築防災計画評定事業 防災評定手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が定める建築防災計画評定事業 防災評定業務規程又は建築防災計画評定事業 防災評定業務規程（大阪府内版）（以下、「大阪府内版業務規程」という。）に基づき、法人が行う防災評定のための評定業務に係わる手数料の収納に関し、必要事項を定めるものである。

(手数料)

第2条 法人は、防災評定の申込を受けたとき、下表に掲げる額の手数料の請求書を発行する。

延べ面積	評定手数料 (()内は消費税等 10%を含む手数料)
15,000 m ² 以下のもの	400,000 円 (440,000 円)
15,000 m ² を超え、 40,000 m ² 以下のもの	500,000 円 (550,000 円)
40,000 m ² を超えるもの	600,000 円 (660,000 円)

- 2 同一申込で、複数棟について防災評定を行う必要がある場合には、手数料の合計は、棟ごとに計算された延べ面積に相当する手数料の合計とする。
- 3 前項にかかわらず、主たる棟に付随する棟の防災計画が主たる棟の防災計画に類似すると法人が認めた場合には、当該棟の手数料は正規に算定された手数料の1/2とする。
- 4 防災評定の変更を申し込む場合の手数料は、正規に算定された手数料の1/2とする。
- 5 当該手数料には、評定書1部の発行費用を含む。なお、当該評定書には防災計画書及び評定報告書のコピーを付けて発行する。
- 6 前項において発行する防災計画書の製本は、申請者の負担で行うものとする。

(その他の費用)

第3条 前条の規定にかかわらず、法人は申込者と協議のうえ必要と認められる費用を請求できる。

(評定書の再交付)

第4条 防災評定を受けた者より評定書の再交付を求められた場合、法人は、それが正当な理由であると認めたとき、評定書の再交付を行う。その場合、手数料として10,000円（消費税等10%を含み11,000円）を請求する。

(評定手数料等の納入)

第5条 手数料等の納入は、法人の指定する金融機関への振込によるものとする。

2 前項にかかわらず、法人が認める場合においては、申込者の要望による別の納入方法によることができる。

3 前2項において、納入に要する費用は、申込者の負担とする。

(評定手数料等の返還)

第6条 法人は、業務規程及び大阪府内版業務規程第13条ただし書の規定に基づく手数料等の返還は、申込者の指定する金融機関へ振込むものとする。この場合、振込に要する費用は、法人の負担とする。

(附則 1) この規程は、2012年 6月29日から施行する。

(附則 2) この規程は、2014年 4月 1日から施行する。

(附則 3) この規程は、2018年 6月 7日から施行する。

(附則 4) この規程は、2019年10月 1日から施行する。